

平成30年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《公益財団法人神戸市民文化振興財団》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(4) 意見 ② 現金の管理について 財団が指定管理者となっている区民センターや葺合文化センターでは、貸館事業、随時講座による収入のほか、コピーサービスの提供、付属設備であるロッカー使用料や自主事業にかかるチケット販売等による収入がある。 収入の額については、次のような事例があった。 (事例) コピーサービスの提供による収入、ロッカー使用料について1か月保管してから金融機関へ入金（当該1か月の収入を翌月初日にまとめて入金）している事例 (事例) チケット販売による収入について、前売り販売当初から上演当日の販売にかかるすべての販売総額を1ヶ月以上にわたって現金で保管し、まとめて入金している事例 チケット類については区分したうえで入金しているとのことであるが、結果的にセンター等で保管する現金が多額になる場合もあると考えられる。現金事故とならないよう、センター等における統一的な現金保管期間をマニュアル等で定めたうえで、可能なものは早々に金融機関に預金することを検討されたい。	現金の取扱いについての注意喚起を職員研修にて行った。 令和元年度に取扱いマニュアル等を作成した。さらに、令和2年度には様式などを共通化し、処理の統一化を進める。	措置済
③ 指定管理業務に係る修繕等について ア 修繕費等の精算項目について 財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。 財団は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に	市と財団で協議を行い、協定内容に基づき、財団からの報告内容を確認したうえで、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう、財団を指導した。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
合致しないと考えられる事例が含まれていた。 本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえで、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう財団を指導されたい。		